位置づけ変更後の新型コロナに罹患した医療従事者の

就業制限解除の考え方について

(医療機関・医療従事者向けのリーフレット)



令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます以下の情報を参考にして、各医療機関において新型コロナウイルスに罹患した医療従事者の就業制限を考慮してください

■ 位置づけ変更後の新型コロナ患者の療養の考え方(参考)

- 発症後5日間が経過し、かつ解熱および症状軽快から24時間経過するまでは 外出を控えることが推奨されます(※1)
- 発症後10日間が経過するまでは、マスクの着用等周りの方へうつさないよう 配慮をお願いします

現行のインフルエンザの就業制限等の考え方

学校保健安全法施行規則(平成27年一部改正)

「発症した後<u>5日を経過</u>し、かつ、<u>解熱した後2日</u>(幼児にあっては、3日)を経過するまで」をインフルエンザによる出席停止期間としている

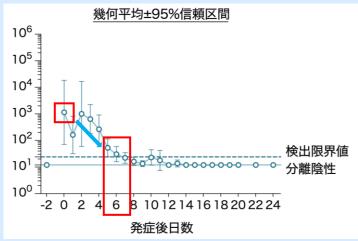
国公立大学附属病院感染対策協議会 病院感染対策ガイドライン2018年版

インフルエンザに罹患した医療従事者は<u>就業制限を考慮</u>する。特にハイリスク患者への接触は避けるべき である

インフルエンザ施設内感染予防の手引き(平成25年11月改訂)

インフルエンザ様症状を呈した場合には、症状が改善するまで就業を控えることも検討する

有症状者における感染性ウイルス量(TCID50/mL)の推移



出典:令和5年4月5日 第120回アドバイザリーボード資料3-8

発症後のウイルス排出量の推移を分析したところ、6日目(発症日を0日目として5日間経過後)前後の平均的なウイルス排出量は発症日の20分の1~50分の1(注)となり、検出限界値に近づく

(注)発症後5日~7日目のウイルス量

■ 濃厚接触者の考え方(参考)

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として法律に基づく 外出自粛は求められません。同居のご家族が新型コロナにかかった場合には、 ご自身の体調に注意してください(※2)

- (※1)発症日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします
- (※2) 医療機関内で陽性者が発生した場合には、周囲の方の検査を行政検査として受けられる場合があります 行政検査については事務連絡をご確認ください

